

地域農業構造転換支援事業の概要

1. 基本要件

【実施地区要件】以下のいずれかを満たす地域

- ・地域計画の目標集積率が5割以上
- ・現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加すること

※地域計画の策定状況によっては、事業活用できない地域がありますのでご注意ください。

【助成対象者要件】

- ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
(認定農業者、認定就農者又は集落営農組織、認定農業者に準じる者(所得320万円以上))

【成果目標】

ア 経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大

(異動手続き中であること又は、地名地番を明示した地主との覚書の提出を必須とする。)

イ 付加価値額の1割以上の拡大

(販売収入、作業受託収入など。(農業外収入、仕入れ販売は除く))

(成果目標ポイントの合計が20点以上であること。)

ウ 労働生産性の3%以上の向上

(時間あたりを選ぶ場合、作業日報の提出を必須とする。)

(成果目標ポイントの合計が20点以上であること。)

【留意事項】

- ・採択者の選定は、配分基準ポイント確認表(様式7)を基に行われます。
(該当部分に丸をつけて提出すること。)
- ・令和9年1月までに納品が完了すること。

2. 補助率・補助上限額等

事業費の3/10以内(法人:3,000万円、個人:1,500万円)

3. 助成対象事業

農業経営の改善に必要な機械または施設の導入・整備など。(例)トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械の取得、乾燥調製施設、加工施設、パイプハウスの整備

注1)従前機の売却益は補助金額から控除されます。

注2)施設整備の場合、従前機械の設置スペースや成果目標に直結しない作業スペース等の相当額は、補助対象となりません。また、要望申請時に図面や設計書の添付が必要です。

4. 主な要件

- ・事業費が整備内容毎に 50 万円以上であること。
- ・耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。
- ・競争入札を実施する必要があるため、入札になじまない実演機や中古機械は対象外とする。
- ・農業経営以外の用途に容易に使用される汎用性の高いものでないこと。
(例) 運搬用トラック、パソコン、倉庫等
- ・導入する機械等が成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、**同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる単純更新)するものでないこと。**
(例) 水稻作付面積の拡大により成果目標を満たす場合、園芸用の機械導入はできない。
- ・経営規模に適合する規模であること。(5. 規模の要件のとおり)
- ・導入機械等は、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する自然災害に対応した総合保険等に参加(耐用年数期間、通年加入)すること。

5. 規模の要件

原則、下記の農業機械等については、「山形県特定農業機械導入基準」により下限面積が定められており、目標年度まで面積達成する必要があります。

また、下記に記載のない機械についても、カタログ値などから規模決定根拠資料を作成し、機械の能力が適正かどうか示す必要があります。

種別	能力	中山間地		中山間地以外	
		田	普通畑	田	普通畑
トラクター	～24ps	4.0 ha	4.8 ha	5 ha	6 ha
	25ps～34ps	6.4 ha	6.4 ha	8 ha	8 ha
	35ps～54ps	10.4 ha	9.6 ha	13 ha	12 ha
	55ps～84ps	13.6 ha	13.6 ha	17 ha	17 ha
	85ps～	17.6 ha	16.8 ha	22 ha	21 ha
乗用型田植機	4条～5条	5.6 ha	/	7 ha	/
	6条	8.0 ha		10 ha	
	8条	9.6 ha		12 ha	
	10条	13.6 ha		17 ha	
コンバイン (自脱型)	刃幅 0.8m～1.2m(3条)	5.6 ha		7 ha	
	刃幅 1.2m～1.6m(4条)	8.8 ha		11 ha	
	刃幅 1.6m 以上(5条～)	12.0 ha		15 ha	